

## 消防車・救急車の緊急走行にご理解ご協力を!!

119番通報を受けた消防車・救急車は、被害を最小限とするため一刻も早く火災などの災害現場に急行して消防活動をしたり、急病人等への応急処置を行い速やかに医療機関へ搬送しなければなりません。

消防自動車等は緊急時に迅速に走行するため、道路交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車等が円滑に走行できるよう、みなさん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

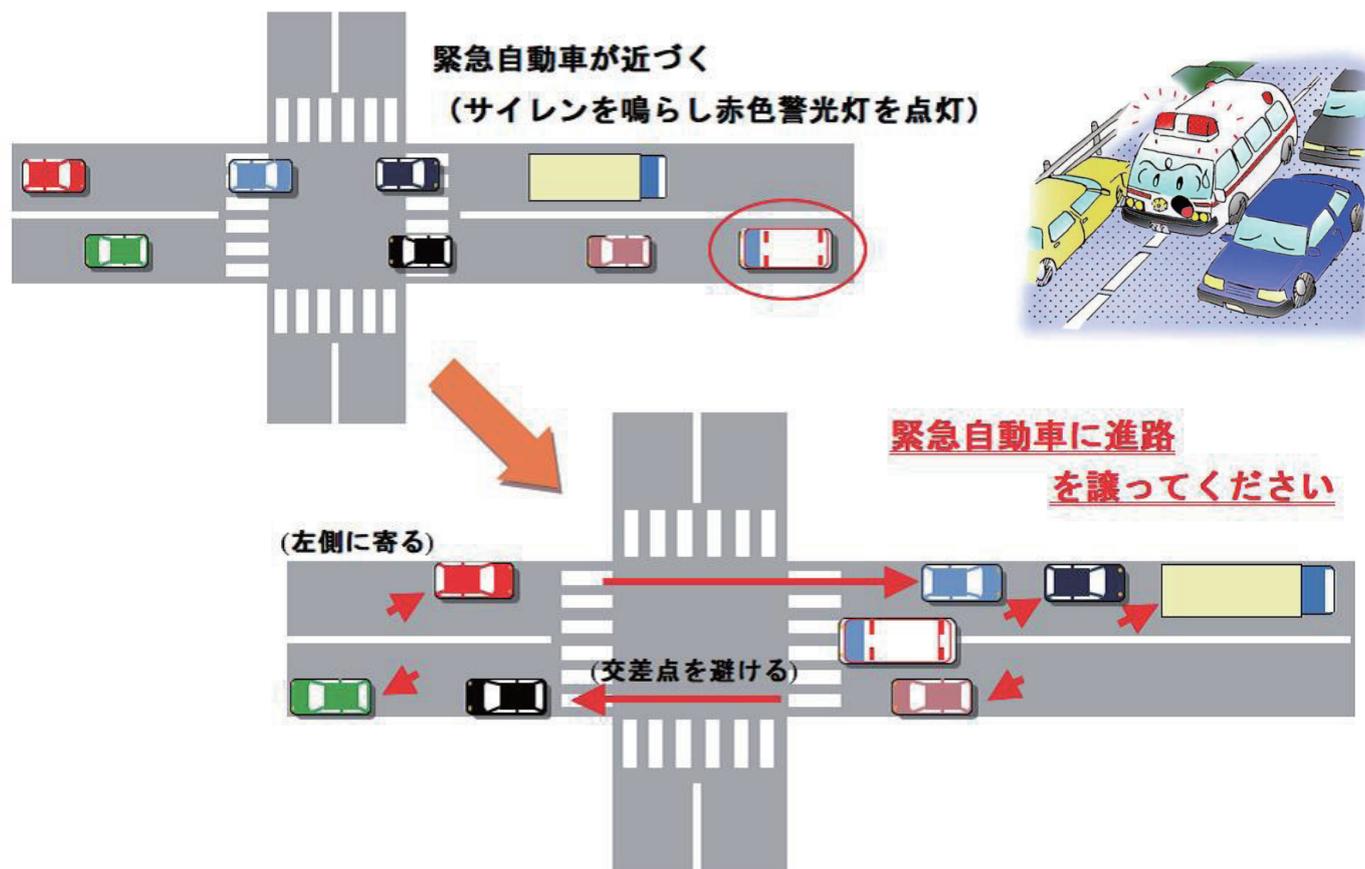
### 道路交通法（第40条）

○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



※自転車や歩道のない道路を歩いている人（横断歩道の歩行者も含む）なども、速やかに進路を譲ってください。

大切な家族や財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

『後にしよう その油断が 火事になる』

